

許可基準整理表(自然公園法施行規則第11条)

項	行為の種類	号	基準の内容	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
第1項	仮設建築物の新増築	第1号	設置期間が3年を超えず、容易に移転及び除去ができる				
		第2号	以下の地域で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		第3号	主要な展望地からの展望を妨げない				
		第4号	眺望対象に支障を及ぼさない				
		第5号	色彩・形態が景観と不調和でない				
		第6号	撤去する計画があり、跡地の整理を適切に行う				
第2項	公園事業、農林漁業に従事する者、申請箇所に居住することが必要な者等の住宅等の新増築	引用	以下の地域で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		引用	主要な展望地からの展望を妨げない				
		引用	眺望対象に支障を及ぼさない				
		引用	色彩・形態が景観と不調和でない				
		本文	13m以下				
第3項	農林漁業を営むために必要な建築物の新増築	引用	以下の地域で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		引用	主要な展望地からの展望を妨げない				
		引用	眺望対象に支障を及ぼさない				
		引用	色彩・形態が景観と不調和でない				
第4項	分譲地等内の建築物の新増築	引用	以下の地域で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		引用	主要な展望地からの展望を妨げない				
		引用	眺望対象に支障を及ぼさない				
		引用	色彩・形態が景観と不調和でない				
		第1号	保存緑地でないこと				
		第2号	(分譲地等内)2F以下、かつ、高さ10m以下				
		第3号	(分譲地等以外)高さ13m以下				
		第4号	敷地面積1000㎡以上				
		第5号	(集合別荘等)敷地面積/戸数が250㎡以下				
		第6号	建ぺい率 容積率			20%以下 40%以下	20%以下 60%以下
		第7号	建築物水平投影外周線内土地勾配30%以下				
第8号	自然草地等でないこと						
第9号	公園事業道路等から20m以上後退 その他の道路から5m以上後退						
第10号	敷地境界から5m以上後退						
第11号	建築面積2000㎡以下						

項	行為の種類	号	基準の内容	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
第6項	その他の建築物の新改増築	引用	以下の地域で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		引用	主要な展望地からの展望を妨げない				
		引用	眺望対象に支障を及ぼさない				
		引用	色彩・形態が景観と不調和でない				
		引用	建築物水平投影外周線内土地勾配30%以下				
		引用	公園事業道路等から20m以上後退				
		引用	その他の道路から5m以上後退				
		引用	敷地境界から5m以上後退				
		引用	建築面積2000㎡以下				
		第1号	高さ13m以下				
第2号	建ぺい率・容積率（敷地面積500㎡未満） （500㎡以上1000㎡未満） （1000㎡以上）			10%以下・20%以下 15%以下・30%以下 20%以下・40%以下	20%以下・60%以下 " "		
第10項	屋外運動施設の新改増築	引用	主要な展望地からの展望を妨げない				
		引用	眺望対象に支障を及ぼさない				
		引用	以下の地域又は自然草地等で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		第1号	申請箇所以外では目的を達成できない				
		第2号	総施設面積（建築物、道路等）／敷地面積			40%以下	60%以下
		第3号	当該施設の水平投影外周線内土地勾配10%以下				
		第4号	公園事業道路等から20m以上後退				
			その他の道路から5m以上後退				
		第5号	敷地境界から5m以上後退				
		第6号	水平投影面積の和が2000㎡以下				
		第7号	土地の形状変更が必要最小限				
第8号	土砂流出のおそれがない						
第9号	支障木の伐採が僅少						
第10号	色彩・形態が景観と不調和でない						
第11項	風力発電施設の新改増築	引用	色彩・形態が景観と不調和でない				
		引用	撤去する計画があり、跡地の整理を適切に行う				
		引用	支障木の伐採が僅少				
		第1号	以下の地域で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		第2号	主要な展望地からの展望を妨げない 眺望対象に支障を及ぼさない 野生生物の生息、景観の維持上重大な支障を及ぼさない				

項	行為の種類	号	基準の内容	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
第12項	仮設工作物の新 改増築	引用	設置期間が3年を超えず、容易に移転及び除去ができる				
		引用	撤去する計画があり、跡地の整理を適切に行う				
		引用	以下の地域で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		第2号	主要な展望地からの展望を妨げない 眺望対象に支障を及ぼさない 眺望対象に支障を及ぼさない				
第13項	その他の工作物 の新改増築 (第1号、第2号は いずれか)	引用	以下の地域で行わない	×	×	植生の復元が困難な地域等	
		引用	主要な展望地からの展望を妨げない				
		引用	色彩・形態が景観と不調和でない				
		第1号	公園事業道路等から20m以上後退				
		第2号	以下のいずれかに適合するもの イ 学術、その他公益上必要 ロ 地域住民の日常生活維持に必要 ハ 農林漁業に付随して行われるもの ニ 既に建築物の設けられている敷地内				
第22項	土地の形状変更	第1号	植生の復元が困難な地域等で行わない				
		第2号	集団的に建設物等を設置する敷地造成でない				
		第2号の2	土地を階段状に造成しない				
		第3号	ゴルフ場の造成のためでない				
		第4号	廃棄物の埋め立てでない				
		第5号	申請箇所以外では目的を達成できない				
		第6号	形状変更が必要最小限				
	第7号	土砂流出のおそれがない					

※ 本表における、建ぺい率、容積率等は建築基準法に基づくものとは異なり、「総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう)の和)の敷地面積に対する割合」です。

※ 本表は、自然公園法施行規則第11条をもとに、許可基準の概要を整理、簡略化したものであり、詳細については自然公園法施行規則第11条を参照する必要があります。